News Release



令和7年10月15日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで、貨物自動車 運送事業法(平成元年法律第83号)第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知 しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名:日本郵便株式会社

住 所:東京都千代田区大手町2-3-1

代表者:小池信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分(8営業所)

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
佐賀	塩 田	1両×154日	熊本	多良木	1両×129日
長崎	吉 井	1両×157日		鹿北	1両×120日
熊本	蘇陽	1両×134日		竜北	1両×119日
	天 草	1両×132日		五木	1両×116日

3. 処分日

令和7年10月15日(水)

運輸と観光で九州の元気を創ります

くお問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当:日置、友野

電話:092-472-2529

